

広島県合同輸血療法委員会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすものとする。

(構成)

第2条 本会は次に掲げる者によって構成する。

1. 広島県内医療機関の輸血療法委員会から選出された者（委員長又は副委員長若しくは特に当該機関の長から推薦のあった者）
2. 学識経験者
3. 医師会，病院協会，病院薬剤師会，臨床検査技師会，看護協会から選出された者
4. 広島県赤十字血液センター職員
5. 広島県血液行政担当者
6. その他必要と認められる者

(名称)

第3条 本会は、「広島県合同輸血療法委員会」と称する。

(役員)

第4条 本会役員として委員長，副委員長，幹事を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、定数を含め委員の互選により定め、会議の招集、議題の選定に際し、委員長及び副委員長を補佐する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

(委員会の開催)

第6条 本会は年1回開催する。(必要に応じ、幹事会を開催する。)

(事業)

第7条 本会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 輸血医療の標準化
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進のために必要なこと

(小委員会)

第8条 委員長は、別に定める小委員会設置要綱に基づき、本会内に小委員会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、広島県健康福祉局薬務課及び広島県赤十字血液センター学術・品質情報課に事務局を置く。

(その他)

第10条 本要綱に定めるものの変更等については、本会において協議し定める。

2. 本要領に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 13 日から施行する。

広島県合同輸血療法委員会名簿

(R2.10.2現在)

区分	所 属	役職(※)	氏 名	備考(*)
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 毅	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	委員長
	安佐市民病院 腫瘍内科主任部長	委員長	北口 聡一	
	呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長兼外科部長	委員長	岡島 正純	幹事
	福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連広島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長・心臓血管副センター長	委員長	佐藤 克敏	新
	東広島医療センター 麻酔科医長	委員長	橋本 賢	新
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 血液内科部長	委員長	木口 亨	
	福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	尾道市立市民病院 内科医長	委員長	大城 勝	
	広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	
市立三次中央病院 診療技術部長	委員長	丸山 聡		
学識経験者	元広島大学病院輸血部長		高田 昇	副委員長
	広島赤十字・原爆病院 検査部	部長	岩戸 康治	幹事
	広島大学大学院医系科学研究科(小児科学)	教授	岡田 賢	新
	広島大学大学院医系科学研究科(疫学・疾病制御学)	教授	田中 純子	幹事
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	幹事
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	落久保 裕之	新
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	一般社団法人広島県病院薬剤師会	会長	松尾 裕彰	
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	副会長	米田 登志男	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	古本 世志美	新
その他	総合病院 庄原赤十字病院 検査技術課	課長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所長	山本 昌弘	
	広島県健康福祉局	局長	木下 栄作	新
	広島県健康福祉局薬務課	課長	山口 まみ	新

(※):医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

(*):令和2年度、新たに委員となった者には「新」と記載